

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合達第2号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公文書管理規程の一部を改正する  
規程

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公文書管理規程（平成26年達第2号）  
の一部を次のように改正する。

第19条第3項第2号中「大八松」を「大広環」に改める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。